

高知大学修学支援基金寄附受入要項

平成 28 年 6 月 1 日
規 則 第 10 号

最終改正 平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、高知大学修学支援基金規則（平成 28 年規則第 9 号）第 9 条の規定に基づき、高知大学修学支援基金（以下「基金」という。）の寄附金の受入れについて定めるものとする。

(寄附申出)

第 2 条 基金に対する寄附申出は、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則（平成 16 年規則第 65 号。以下「寄附金規則」という。）第 3 条に規定する寄附申込書以外にも、別紙 1 の寄附申出書を使用した申出もできるものとする。

2 寄附に際し、別に定める「払込取扱票」を使用する場合又は本学が委託する決済代行サービスを利用する場合は、前項の寄附申込書及び寄附申出書は要しないものとする。

(寄附金の受入れ)

第 3 条 基金の目的に賛同する個人及び法人からの寄附金は、随時寄附金として受け入れるものとし、寄附金規則第 6 条に規定する決定通知は要しないものとする。

附 則

この要項は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 7 日規則第 22 号）

この規則は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 20 日規則第 27 号）

この規則は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

